

金津地区コミュニティセンター管理運営規則

平成17年3月21日 制定

平成19年4月1日 改正

平成23年4月3日 改正

平成24年4月29日 改正

平成26年4月26日 改正

(管理運営規則の目的)

第1条 金津地区コミュニティセンター管理運営規則(以下「管理規則」いう。)は、金津コミュニティ振興協議会会則(以下「会則」という。)の規定により、新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例並びに新潟市との委託契約書に基づき、施設の管理運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(センター設置の目的)

第2条 金津地区コミュニティセンター(以下「施設」という。)は、会則の各条項に規定する事業の運営と活動の用に供し、コミュニティ活動の振興を図ることを目的として設置する。

(施設の管理)

第3条 施設は、津コミュニティ振興協議会(以下「金津コミ協」という。)が管理する。

(開館時間及び休館日)

第4条 施設の開館時間は、前9時から午後9時までとする。

2 施設の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

3 前項の規定に関わらず、金津コミ協会長(以下「管理者」という。)が特に必要と認めるときは、変更することができるものとする。

(利用申請と許可)

第5条 施設を利用するものは、用期日2日前までに、所定の利用許可申請書を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は前項の申請に対し、支障がないと認めるときは、利用許可書を申請者に交付するものとする。

(条件付利用許可)

第6条 管理者は、管理上必要があると認めるときは、利用許可について、条件を付けることができるものとする。

(利用禁止)

第7条 次の各号に該当するときは、用の許可をしない。

(1) 公益を害し、又は善良な風紀を乱す恐れがあるとき。

(2) 施設及び設備を損傷する恐れがあると認められるとき。

(3) その他管理上支障があると認められるとき。

(利用許可の取り消し)

第8条 次の各号に該当するときは、利用許可を取り消し又は変更し若しくは停止することができる。この結果、利用者において損害が生ずることがあっても、管理者はその責めを負わないものとする。

- (1) この管理規則に違反したとき。
- (2) この管理規則に基づいて発する指示に従わないとき。

(利用者の特別器材等の持ち込み)

第9条 利用者が、特別の器材等を持ち込み使用するときは、あらかじめ管理者の許可を受けなければならない。

(利用者の遵守事項)

第10条 利用者は、最善の注意をもって施設及び設備を利用し、次のことを守らなければならない。

- (1) 許可を受けた目的以外には利用しないこと。
- (2) 許可を受けた以外の施設に出入りし、は施設を利用しないこと。
- (3) 公益又は風紀を乱すような行為をしないこと。
- (4) 火気の使用には十分注意し、所定の場所以外で使用しないこと。
- (5) 利用後又は利用許可を取り消されたときは、直ちに清掃したうえで、現状に復し、管理人に届け出ること。
- (6) その他管理者の指示に従うこと。

(損害賠償)

第11条 利用者が、施設及び設備を破損又は毀損したときは、速やかに管理者に届出るものとし、何人の行為たるを問わず、その損害額を管理者の指定した日までに賠償しなければならない。ただし、利用者が補修し又は補充支弁したときは、この限りでない。

- 2 損害額は、管理者が認定するものとし、管理者がやむを得ない事由があると認めたときは、賠償額を減額又は免除することができるものとする。

(利用料金)

第12条 施設及び設備の利用者は、次の各号に定める利用料金を納入しなければならない。

- (1) 一般に利用する場合は、別表1(1)の利用料金とする。
- (2) 営利又は営業上利用する場合は、別表1(2)の利用料金とする。
- 2 利用料金は、原則として前納とし、管理者が特別の事由があると認めたときは、の限りでない。
- 3 納付した利用料金は返還しないものとし、管理者が特別の事由があると認めたときは、その一部又は全額を返還することができるものとする。

(利用料金の免除)

第13条 次の各号の一に該当する場合は、用料金を免除することができる。

- (1) 公共機関が、民説明会等公共の目的に利用するとき。
- (2) 金津地区コミュニティ組織（以下「地区コミュニティ組織」という。）がその目的達成のために利用するとき。

地区コミュニティ組織は、別表2のとおりとする。

(3) 管理者が特別な事由があると認めたときは、利用料金の全部又は一部を免除することができるものとする。

(管理者への委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、平成17年3月21日に制定し、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日に改正し、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月3日に改正し、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月29日に改正し、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月26日に改正し、平成26年4月1日から施行する。

【別表】

1 施設利用料金は、次のとおりとする。

(1) 一般に利用する場合

時間別利用料金 (単位：円)				
施設名	午前	午後	夜間	1日
大ホール	3,000	4,000	3,000	10,000
中ホール	1,500	2,000	1,500	5,000
和室 A	800	900	800	2,500
和室 B	800	900	800	2,500
調理室	800	900	800	2,500

(2) 営利又は営業上利用する場合

時間別利用料金 (単位：円)				
施設名	基準単価 (1時間)	午前 (3時間)	午後 (4時間)	夜間 (3時間)
大ホール	1,600	4,800	6,400	4,800
中ホール	800	2,400	3,200	2,400
和室 A	300	900	1,200	900
和室 B	300	900	1,200	900
調理室	300	900	1,200	900

2 地区コミュニティ組織は、次のとおりとする。

金津コミュニティ振興協議会、金津地区町内会長会、秋葉区老人クラブ連合会金津地区協議会、金津地区民生児童委員協議会、金津地区防犯連絡協議会、秋葉区交通安全協会金津支部、金津地区消防団、金津地区スポーツ振興会、金津小学校PTA、金津中学校三和会、金津ブロック青少年健全育成会、金津地区校区交通安全推進協議会、新潟市食生活改善推進協議会秋葉支部金津分会

3 利用時間の区分は、次のとおりとする。

区分	時間
午前	午前9時から正午まで
午後	午後1時から午後5時まで
夜間	午後6時から午後9時まで

4 利用時間を超過する場合の利用料金

利用時間が前記3の定める利用時間を超過して利用する場合の超過額は、各施設の1時間あたりの基準単価に超過時間を乗じた利用料金とし、利用時間は開館時間の午前9時から閉館時間の午後9時までとする。

なお、1時間に満たない時間は1時間とする。